

平成30年度児童扶養手当及び特別児童扶養手当額の改定について

消費者物価指数の変動に伴い、児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が、平成30年4月分より改定されました。

○児童扶養手当の額（平成30年4分月から）

	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額42,500円	月額42,490円～10,030円
児童2人のとき	上記に月額10,040円加算	上記に月額10,030円～5,020円加算
児童3人のとき	上記に1人につき月額6,020円加算	上記に1人につき月額6,010円～3,010円加算

※所得に応じて支給額が異なり、一定額以上の所得がある方については手当の全部もしくは一部が支給されません。

○特別児童扶養手当の額（平成30年4分月から）

	支給額
1級の場合	月額51,700円
2級の場合	月額34,430円